

## 災害時における物資供給に関する協定書

宇部市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次の通り協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

### （要 請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

(1) 宇部市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 宇部市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

### （物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 「災害時における供給可能な物資の範囲（別表）」に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第4条 前条に掲げる物資の供給要請は、原則として文書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第5条の措置を執るものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （物資の取引価格）

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の

取引については、取引時の適正な価格)を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### (物資の引渡し)

第7条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、供給物資を確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、物資を納品した場合、速やかに文書(別記第2号様式)により報告するものとする。

#### (車両の通行)

第8条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、当該運搬に係る車両が迅速かつ円滑に通行することができるよう支援に努めるものとする。

#### (代金の支払い)

第9条 乙は、第7条の引渡し後に物資の代金を甲に請求するものとし、甲は、乙に速やかに物資の代金を支払うものとする。

#### (連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては宇部市 健康福祉部 地域福祉・指導監査課とし、乙においては株式会社ジュンテンドー販売事業部とする。

#### (担当者名簿の作成)

第11条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

#### (情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

#### (疑義の決定)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 元年10月15日

甲 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号  
宇部市  
宇部市長 久保田 后子

乙 島根県益田市下本郷町206番地5  
株式会社ジュンテンドー  
代表取締役社長 飯塚 正

## 別表（第3条関係）

## 災害時における供給可能な物資の範囲

大分類	主な物資名称
作業関連用品	作業シート、標識ロープ、カラーコーン、誘導灯、投光器、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ショベル、移植ゴテ、ホースリール、散水ノズル、噴霧器、高圧洗浄機、エンジンポンプ、はしご、脚立
保存・掃除関連用品	ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、ほうき、竹ぼうき、ちりとり、ぞうきん、デッキブラシ、水モップ
衛生関連用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー（ドライシャンプー含）、歯ブラシ、練り歯磨き、スプレー式殺虫剤、蚊取り線香
飲食・炊事関連用品	紙食器（コップ、皿、椀等）箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、魔法瓶、鍋、やかん、包丁、ラップ、ホイル
暖房・灯火用品	発電機、石油ストーブ、扇風機、カセット式ガスコンロ、ガスボンベ、木炭、練炭コンロ、練炭、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ローソク、ライター、マッチ、使い捨てカイロ
衣類	肌着、運動靴、靴下、防寒着、スリッパ、サンダル
寝具関連用品	タオル、毛布、枕、敷物
飲料品	ペットボトル入りミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク等
住宅資材関連	木材・合板各種、壁紙、ふすま紙、障子紙、フローリング材
その他	簡易トイレ、携帯トイレ、拡声器

年 月 日

## 災害救助物資供給要請書

株式会社ジュンテンドー 様

宇部市長 印

「災害時における物資の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

1 災害の状況

2 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数 量	物資の引渡場所	運搬方法	備 考

## 災害救助物資供給完了報告書

宇部市長

株式会社ジュンテンドー 印

「災害時における物資の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資を納品しましたので報告します。

記

物資の内容	数量	物資の引渡場所	運搬方法	備考